

第二十二回国会 衆議院 通信委員會議録 第十号

昭和三十年五月九日(月曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 松前 重義君
理事 齋藤 憲三君 理事 濱地 文平君
理事 中垣 國男君 理事 橋本 達三郎君
理事 井手 以誠君 理事 松井 政吉君
川崎 末五郎君 竹内 俊吉君
愛知 揆一君 塚田 十一郎君
佐々木 更三君 成田 知巳君
森本 靖君 前田 榮之助君
出席國務大臣 松田 竹千代君
出席政府委員 郵政事務官 小野 吉郎君
(貯金局長) 白根 玉喜君
郵政事務官(簡 易保険局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

専門員 稲田 稜君
専門員 山戸 利生君
専門員 吉田 弘南君
専門員 中村 寅市君

五月七日

郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二六号)

同日

長尾郵便局の電話施設拡充に関する
請願(伊瀬幸太郎君紹介)(第三五八
号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一九号)

郵便年金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二〇号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金
の運用に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出第二二号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五号)

郵便振替貯金法の一部を改正する法
律案(内閣提出第二六号)

○松前委員長 これより會議を開きま
す。

一昨七日、本委員会に付託になりま
した郵便貯金法の一部を改正する法律
案及び郵便振替貯金法の一部を改正す
る法律案、この両案を一括議題といた
しまして御審議をお願いしたいと思います。
まず政府当局より提案趣旨の説明を
求めます。郵政大臣松田竹千代君。

郵便貯金法の一部を改正する法律
案

郵便貯金法の一部を改正する法
律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第
百四十四号)の一部を次のように改
正する。

第十條第一項中「十萬圓」を「二十
萬圓」に改める。

第四十七條第一項中「百圓以上四
千圓以下」を「百圓以上八千圓以下」

に改める。

第五十一條中「第三十三條」を「第
三十三條から第三十五條まで」に改
める。

第五十四條中「二百圓、三百圓、」
を「一萬圓又は五萬圓」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の施行前に預入した定
額郵便貯金で、預入金額が二百圓
又は三百圓のものの預入金額につ
いては、この法律の施行後でも、
なお従前の例による。

郵便振替貯金法の一部を改正する
法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する
法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法
律第六十号)の一部を次のように改
正する。

第六十三條の二の見出しを「公庫
の償還金」に改め、同条中「住宅金
融公庫法(昭和二十五年法律第五
十六号)」による住宅金融公庫又は住
宅金融公庫を「国民金融公庫、住
宅金融公庫若しくは中小企業金融公
庫(以下公庫と總稱する。）」又は公庫
の業務の一部を代理する金融機関若
しくは公庫に、「住宅金融公庫の貸
付」を「公庫の貸付」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行

する。

○松田國務大臣 ただいま議題となり
ました郵便貯金法及び郵便振替貯金法
の一部を改正する法律案につきまし
て、提案理由を御説明申し上げます。

まず郵便貯金法の一部を改正する法
律案について申し上げますと、この法
律案は、郵便貯金の貯金総額の制限額
並びに積立郵便貯金及び定額郵便貯金
の預け入れ金額を引き上げるととも
に、積立郵便貯金について新たに小切
手による預け入れの取扱ひをすること
によって、預金者の利便をはかり、あ
わせて貯蓄の増進をはかるうとするも
のであります。その内容は次の通り
であります。

第一点は、郵便貯金の一預金者の貯
金総額の制限額は、昭和二十七年四月
十萬圓に引き上げられて現在に至った
のであります。この金額が現在の物
価、国民所得の水準等から見て低過
ぎ、制度の目的達成及び貯蓄の増進に
支障を生じておりますので、これを引
き上げる必要があると存するのであり
ます。その引き上げの程度は、昭和九
年から十一年までを基準とする最近の
消費者物価指数及び分配国民所得、郵
便貯金の増加高等の指数を根拠とし
て、昭和九年当時の百倍である二十萬
圓に引き上げようとするものでありま
す。

第二点は、貯金総額の制限額の引き
上げに伴う改正でありまして、積立郵
便貯金の一回の預け入れ金額につきま

しては、その最高金額を現行の四千圓
から八千圓に引き上げ、また定額郵便
貯金の預け入れ金額につきましては、
現行の八種のうち二百圓及び三百圓を
削り、新たに三萬圓及び五萬圓を加え
ようとするものであります。

第三点は、郵便貯金の小切手による
預け入れは、現在通常郵便貯金及び定
額郵便貯金については取り扱われ、積立
郵便貯金については取り扱われていな
いのであります。今回の改正が実施
されるときは、積立郵便貯金の一回
の預け入れ金額は最高八千圓に引き上
げられますので、小切手による預け入
れが予想されること及び定額郵便貯金
の局外における預け入れの取扱ひの実
績に照らし、事務取扱ひ上支障がない
と認められることなどの理由により、
新たに取扱ひをしようとするものであ
ります。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正
する法律案につきまして申し上げます
と、この法律案は、国民金融公庫また
は中小企業金融公庫の貸付金の償還を
する者の利便をはかるのが目的であり
まして、現在地方公共団体が徴収改す
る地方税等の徴収金や住宅金融公庫の
貸付金の償還金などについて、特殊郵
便振替貯金の取扱ひをいたしておいま
すが、これらの公庫の貸付にかかる償
還金につきましても、右と同様に一般
の料金よりも低廉な料金による取扱ひ
をいたそうとするものであります。

以上が二法律案の概要であります
が、何とぞ十分御審議の上、すみやか

いうのは株式会社でございます。政府出資でありません。この民間の会社に貸すことが、法の目的に反しはしないかというのを私はお尋ねしておるのです。特殊銀行じゃございません。日本銀行じゃございません。重ねてお尋ねいたします。

○松田国務大臣 この点は事務当局から答弁いたさせます。

○白根政府委員 公共性というのを非常に厳格に解するか、しないかによって違ふかと思ひます。むしろ政府出資なり、政府の補助政策が入つておるような意味における特殊銀行ではないと存じております。しかしながら一般の普通銀行に比較いたしますと、長期銀行法によりまして設備資金なり、いわゆる中小企業だけに限定したとは限つておるわけではございませんが、中小企業等に対する設備資金あたりを目的にいたしまして、長期銀行法によつてこの二項におきましてそういう業務内容ができるというふうにされておる点からいいますと、公共性を厳格に解釈すればおっしゃるような面も出るかもしれないと思ひますが、しかしまたあまり厳格にいたしますと、このたびワクを広げる問題の問題につきましてもいろいろ問題が出ると思つてございまして、範圍を広げた客体の対象の中でも、非常に厳格に公共性の解釈をしますと、これはまたオミットしなければならぬ面も出てくると思つた。しかも先ほど大臣が御説明申し上げましたように、これは運用の面でもむしろ融資対象を厳査してやるという面もございしますが、この金融債の中で私どもといひましてはやはり一点を打ちたいのは長期信用銀行とか、興業銀行よりもむしろ農林中央金庫とか商工組合中央金庫、これはこの号の中に入つておるわけですから、これらとしまして公共性ということを非常に厳格に解釈いたしますと、これは公共性の範圍に入らないのじゃないかと思つてございします。たとへばこの金庫は組合員に対して貸し付けるわけでございます。そういったしますとそれらの面からいいたしまして、非常に厳格に、いわゆる法律概念からする公共性、不特定かつ多数というところから見ますと、これは広げた対象の中にも議論になる対象があるわけでございます。さういふ意味からいいたしまして、これは経済上の意味における法律上の厳格な意味の公共性というのとまでいかなないまでも、常識的な意味における公共性程度にお考えしていただかないと、融資対象が制限されなければならぬようになって参るのでございまして、要するに普通の銀行と比較いたしまして長期信用銀行なり興業銀行は——私も間違つておるかもしれませんが——私も間違つておるかもしれませんが、長期性を持つておる設備資金が枯渇しておつて、さうして会社の方々の困りになっておるといふことで、こういう長期銀行法の法律ができたのだらうと思ひます。これは非常に厳格に言えばおっしゃる通りになると思ひます。

○井手委員 私は白根さんの答弁とは受け取りかねるのでございします。この横立金運用に關して非常に懸念を持つた郵政当局が、さういふ答弁をなさるとは私は受け取りがたいのでありまして。あなたは常識だと思つてしまひたけれども、民間の株式会社がどこに公共性がありますか。私の言うのとあなたのとどちらが常識ですか。あなた

はもう一度運用金に關する法律と、長期信用銀行に關する法律審議経過の議事録でも読んで下さい。内容がどんなものであるか、民間の普通の産業に貸すのではないですか。中小企業ではございせんや。これは大企業の長期金融ですよ。一般ではまかない切れないから、長期金融のために特別に長期信用銀行法というものが作られた。民間の営利会社に零細な保険金や年金の積立金を運用されてどうなりますか。あなたは郵政省自身がもと局舎の改築その他にはいいのじゃないですか。私はこの質問はまだ続けるつもりですが、大臣初め研究してもう一度出直しなさい。

○松前委員長 森本君。

○森本委員 この簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の一部を改正する法律案ですが、今井手さんの方からもこれに対する質問がありました。この前の通信委員会でも私の方から大臣にお聞きしたときに、例の問題になつておりましたところの局舎の保全、整備、強化について、局長並びに従業員その他が一緒になつて、しかもその経営がよろしい、こういうふうな郵政当局が認定をした場合には、それに融資する方法を考へる、こういう御答弁がございました。その答弁の内容が今回の提案の中には全然ないわけではございますが、その点についてのお考えはいかがでございしますか。——これは大臣が私に対して回答いたしておりますので、大臣の方から御回答願ひたいと思ひます。

○松田国務大臣 森本さんの御質疑は、要するに郵便局舎その他直接郵政事業關係に關して資金の要請されてい

る面が多々あるのに、その方面に重点を置かずして、さういふワクを広げをやることはいけないというふうに承知しましたが、この中の「國に對する貸付」という項によつてカバーされておるのではないかと考へるのでございします。さういふことですか、ちよつと御質問が……

○森本委員 この通信委員会の議事録の第六号の七ページを読んでいただいたらくわかりますが、上から二段目の最後の方に、私の、簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用範圍を拡大して、さういふ法人に貸すことも考へておられるかどうかという質問に對して、大臣の方から、さういふ考へも持つておる次第でございしますと答弁になつております。そこで、今申し上げておるのは、この國に對する貸付とはまた別個の問題であります。特定郵便局舎が現在の國費ではなかなか建たない、これを従業員ないしは局長自身が法人としての認可を郵政大臣から得て、それによつて建築をしていこう、さういふ計画がなされておる。これに對して郵政当局が十分に検討して、大丈夫だといふ考へえならば融資をする考へがあるかどうかという私の質問に對して、大臣はさういふ考へを持つておりますといふ答弁であります。今回の法律案を提案する際に、その答弁の方向に從つてお考へになつたかどうかといふことをお聞きしておるわけ

○松田国務大臣 お説のような法人に對して貸付をするという問題は、さういふ御答弁がこの前の委員会であつたやうでございしますが、これは全然今でもないわけではございません。今後や

は研究の課題として、後日さういふ御方針に沿ふようなこともあり得るかと思ひますが、ただいまのところでは、今回の場合はそれが入つておらないことになつております。

○森本委員 そうすると、この前の答弁のことは今回緊急には間に合はない、しかしさういふことを十分検討して、それでよろしいということであれば、将来もこの法律を改正してこれに融資する道を開く、さういふ考へも、さういふことでございしますか。

○松田国務大臣 今申し上げましたやうに、研究課題として十分に検討を進めていくつもりでおります。

○森本委員 研究課題といふのはちよつとおかしいと思つております。この前の答弁では、さういふ考へ方を持つていられるといふ御答弁をなさつておる。だから、あのときはああいふふうな考へておつたけれども、現在よくよく考へてみると、さういふことは無理だからといふ考へ方になつておる。さういふ考へ方では、さういふ考へ方が別でございしますが、考へ方がこの前の答弁の通りであるといひますならば、今回の法律案の提案には緊急であつたので間に合はないけれども、将来はさういふ方向に從つて検討を進めていきたい、さういふことであれば私はいいと思ひますが、今になつて研究するといふことでは、この前の答弁と全然筋が違つてくるのではないかと考へます。

○松田国務大臣 今回の案では、この前の答弁の趣旨に基いて決定されませんでしたけれども、今後やはり検討して参りたいと思ひます。

○森本委員 それではこの前の答弁の趣旨通り、さういふ趣旨には大体同意

ができるから、将来検討してやっていきたい、こういうことですね。この前の答弁ではそういうことでございまして、その答弁がひっくり返ることはない、こういうことですね。はつきりお聞きしたい。

○松田国務大臣 そうです。後日御趣旨に完全に沿ひ得るようなことにもなり得ると思ひますけれども、今のところでは研究してやって参りたい、かように考えております。

○森本委員 それでは次に簡易生命保険法の一部改正の点で、一昨日の委員会において、この点の質問に対して、当局の方から第三十一条第二項の「年齢十年に満たないで死亡したとき」の「年齢十年に満たないで死亡したとき」の「年齢十年に満たないで死亡したとき」というのを適用しないこととした理由を、詳細に説明願いたいと思ひます。

○白根政府委員 この理由につきましては、先般御説明申し上げたわけでございまして、大体考え方をいたしまして、倍額支払いを受ける相互の公平をはかるがいかに、それともこのうちから一部サービス・ダウンになりまして、全体の財源を一般加入者に対する配当財源に回す方がいいかというの、議論の対象になるのではないかと申すわけでございまして。倍額支払いの対象のうちで先般御説明申し上げましたように、十才以下の者が人数をいたしまして約四割ないし五割程度になつておる。金額にいたしましても相当数になつておつて、当初は削減期間等の関係がありまして、少しは少くなつて参りますが、三年後になりますと、三千五百万

円程度になり、逐次これが上つて参つていくのでございまして。しかも死因別の順位から見ても申しまして、昨日の答弁には少し間違いがございましたので訂正させていただきますが、戦前にございましては災害死というのは第十順位でございまして、それが最近になりまして、第五順位程度に上つておるのでございます。交通事故等の災害死のケースが相当ふえて参るといたしますと、それに要する倍額支払いの金も相当多くなつて参るのでございまして。一面加入者の数からいいますと、災害死のうちで四〇%ないし五〇%のものが十歳未満でございまして。従いまして交通事故等の災害死のケースがだんだんふえて参る。そのうちで占める割合が、約半数程度の加入者が小児であるという面から考えて参りますと、ここ二、三年後ではわずかに三千五百万円程度でございまして、これがだんだんふえていく傾向に相なるのではないかと。そういういたしますとその財源をむしろ一般加入者に対する利益配当の財源の方へ持つていく方が合理的ではないか。と申しますのは、倍額支払いの条項を設けました趣旨といたしまして、これは不時の際における災害に伴う物質的な負担を緩和したいという気持ちでやつたわけでございまして、それにいたしまして現在の保険加入者は、世帯主が大半の六〇%を占めております。そういういたしますとやはり現在のような実情から見ますと、世帯主が死亡したときににおける給付補充と申しますか、保険的な財源に重点を置いていく方がいいのではないかと。しかも私もそれがそういうことをやるにつ

きましては、なるほど災害死された方

の面にございましては、十歳未満をオミットするということは何か権衡をそこなうようではございまして、その財源が相当多くなつていくならば、むしろ世帯主等の死亡の際における保険金の支払い並びに利益配当の増額原資に回した方がよいのではないかと。この改正案を出した趣旨でございます。

○森本委員 それから次に、先ほど郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由の説明がありましたが、この中でお聞きしたいのは、積立貯金の場合、現在国民の中には一年の積立貯金もやつてもらいたい、そういう要望がかなり強いわけでございまして、そういう点について当局のお考えはいかがでございましょうか。

○小野政府委員 積立貯金を、現行の期間よりも短期なそれを要望されておる声はよく聞きます。その点につきましてはわれわれもいろいろ検討いたしましたこともありますが、何しろ現在の預貯金の全般につきまして、最も理想的なそれは長期資金の獲得でございまして。その面から言えば現在の二年のそれは、一年のものよりも郵便貯金のあり方としてはふさわしいのでありまして、ごく短期に引きおろしをしなければならぬような種類のものにつぎましては、郵便貯金としては各種の種類の設けております。通常貯金もございまして、そういう面から申しまして、理想としてはできるだけ長期貯金の期間を三年であつたわけでありますが、これもできるだけ短期を要望されるその声にもこたえまして、二年に短縮したわけでありまして。さらにそ

れを一年ということも、われわれ必ずしも反対ではないのでありまして、そういう要望があれば郵便貯金として、各種のそういう要望を漏れなく取り入れるような制度の建前にすべきであることは十分認めるのであります。が、他面郵便貯金の運営の内容充実の点から申しまして、コスト等に対する影響も考えなければなりません。そこで一年制のものを設けることになりまして、われわれとしては一定の条件を具備し得るものでなければならぬわけでありまして。現在も二年制積立貯金の平均一件当りの金額は、毎月七百円の掛金をするというような状況になつておりますが、そういう現状そのままで一年制にいたしましたら、非常に割高につくわけであります。従つて現在の二年制のものにしまして、七百円が平均であることは非常に低いのでありまして、われわれの希望をいたしましては千円見当を希望しているわけでありまして。ところがなかなかそこまで参りません。いわずやこれを一年制にいたしますと、平均二千円近くにならないとコストの面で非常に難点があるわけであります。実際にそういうコストの平均をもちまして一年制積立貯金が獲得できるものならば、われわれもこれを設けるにやぶさかではないのであります。この点について各郵政局方面では在来一年制を非常に要望してあります。そういう面から申しまして与えられたそういう条件を満たし得るものであるかどうか、満たし得るならば一年制をやつてもいい、こういうことで諮つてみたのでありますが、各郵政局とも一年制に希望ではあります。が、そういうわれわれの方の要望

するよう内容の積立貯金を獲得することは自信がない、困難であるということ、実はしり込みするということ、な状況であります。そういう状況で現在の段階では、直ちに一年制積立貯金を設定することは考えておりません。

○森本委員 貯金の趣旨からいって、あなた方は長期に預かるのが一番いいのでありますが、預ける方にすれば、やはり短期でやつてもらえば一番便利であると考えられるのは当然でありまして、国民一般やはり現在の二年制よりも、一年制という要望が非常に強いわけであります。今のコストの単価にいたしまして、これを多数募集するといふ建前に立つていけば、必ずしもそのコストが割高になるといふことは考えられないと思ひます。そういう点から考えてみますと、今の場合一年制が無理だとは必ずしも断定ができないと思ひます。この問題についても私は将来というよりも、今回のこの法案の改正の際に出してもらいたかつたわけであります。が、当局の方はそういう問題について、近い将来にそういう方向の改正をする御意思がございすかどうか。

○小野政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように一年制を開くとすれば、かなりコストの面から一年制の内容のあり方について希望があるわけであります。それをもつて今日一年制を全然新設する意思が皆無であるというやうなことは、必ずしも結論づけられないわけであります。将来におけるいろいろな研究問題であらうと思ひます。近い機会にそういうものを設定するかどうかという点につきましては、どこまでもコストの面から与えられた

そういう必要な条件を具備するものでなければなりませんので、そういった点に対する成算を見ない限り、現在のところ何ともお答え申し上げることができない次第であります。

○森本委員 それではかりに現在の二年制の場合、七百円という数字が出るというところでありますが、それについて今年一年制でやった場合、どれだけの金額をとった場合に採算がとれるかという点について、詳細に御説明をお願いしたいと思います。

○小野政府委員 先ほどいわれる数でござい、よけい取れば一口平均の金額は上らないでもコストは引き合うのではないかと、こういうお話もありました。が、今の二年制で行っておりまして、これが切りかえ時になりますと、大体通常いわれるような制度が長く続行している、こういう状態で見ますと、なるほどお説のように数でよけいこなせば、コストは二千円までいかなくても引き合うというところは明らかに言えるわけでありまして、ところが切りかえ時におきまして、一年でばたばた全部おきてしまう。この切りかえは、コストの面でいけば非常な不利な要素になってくるわけでありまして、特に現在の郵便貯金事業としましては、コストの面でまだこれを切り下げなければならぬような状況にあります。現在の預託収入をもちましては、年々四十億以上の不足を来すような実情でありますので、さらに切りかえ時にそういった面から不足分がよけい出ることは、われわれとして最も痛いところでございます。そういった関係で、今直ちに一年制を、そういったコスト面に対する影響なしに、ただ国民の要望

があるというだけでこれを新設することとは、ちよつと不可能ではないか、かように考えております。

○森本委員 その切りかえ時というのは、これは二年制であろうが一年制であろうが、切りかえ時における不足額というのは当然出てくるわけでありまして、その際に、現在の二年制であろうとも、なるべくこれを次に切りかえする方向にいつておると思う。だから一年制の場合でも、切りかえの際にそういう努力は当然しなければならぬのですが、具体的に二年制の場合には七百円という単価が今答弁がありまして、一年制の場合にはどのくらいの単価になる。それでどのくらいの範囲で、全国的にどのくらいの件数になれば採算が取れるか、そういうふうなことを御説明願いたいわけでありまして、

○小野政府委員 先ほど申しましたように、一年制で現在コストが合うようにするには二千円見当を要するわけでありまして、

○森本委員 一件二千円ということでありまして、その場合一件当り二千円というものは、全国でその募集総額を幾らと定めて、その中における一年制が一件当り二千円であれば採算が取れる、こういうことですか。

○小野政府委員 現在の二年制のものの取扱いの件数がございまして、大体それが移り変わるものとして計算いたしまして、一口平均二千円見当にならないと、現在の積立貯金と同じ程度のコストではやっていけないということでございます。

○森本委員 その二千円の場合、その件数を多く募集すれば、単価が下ると

いう理屈にはならぬのですか。

○小野政府委員 先ほど御答弁いたしました通り、普通の状態で考えればそのようになるわけでありまして、ただ切りかえがありまして、一年々々でせつかくその年度の目標に対して集積いたしまして、一年末には全部それが払い戻しになる。これが郵便貯金の純増の面から申しますと非常に痛いのでありまして、そういった面を打開していくためには、あるいはその普通の状態の倍率を取る、あるいはそれ以上を取るといふような、募集の面で非常な強化をしていかないと、カバーできないわけでありまして、この面は、幾ら数でこなせばと申しましても限度があるかと思ひますので、現在考えられる状況では数で幾ら取りましても、現在の二年制の平均七百円見当、これがかりに一千円になりましたと、一年制ではコストは償われないということになるかと思ひます。

○森本委員 そうすると、現在の単価でいくと、一年制の場合その二千円というのを千円にすれば、大体現在の件数の倍取ればできるといふ仮定になるわけでありまして、その場合切りかえにおけるところの純増が減るといふことですが、これは二年制の場合でもそういうことが言えるのじゃないですか。

○小野政府委員 その切りかえ時における影響は同様であります。しかし現在の二年制として数年経ておられますので、その切りかえに対するあとのカバーのそれが計画的に順調に流れております。それをさらに短期な一年のものをごにこに加えることによりまして、切りかえの措置が、現在の二年制をずっと

と続行いたしますよりも、初年度、次年度あたりには影響がひどく現われるわけでありまして、これはあらゆるものの切りかえ時において当然起ることでありまして、これはいたし方ない見通しであるかと思ひます。

○森本委員 この問題はここであまりやっておると長くなりますので、詳細な資料なりデータがありましては御提出を願いたいと思ひます。なお私の方でも自分でその数字によつて一度検討してみたいと思ひますので、郵政当局の方もこれについての検討を将来お願いしたいと思います。

○松井委員 ちよつと大臣にお尋ねします。簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の改正内容についてであります。先ほど同僚井手君が質問したものに關連するのございしますが、銀行業務を営む銀行といふ第二のところに「重要産業に対して長期資金を融通し」という説明をなさっておりますが、この場合の重要産業とは具体的にいつていかなるものをさし、いかなる企業体、いかなる産業を想定しておるか、具体的に御答へ願いたい。

○松田國務大臣 重要産業とはどういうものをさすかというお尋ねですが、これは一々法律でこれこれを重要産業とするということとは、的確にこの場合においても指定されているのではありません。

○松井委員 それだから私は大臣の説明の中に、また説明なさった言葉の中に「重要産業に対して長期資金を融通し」とあるが、それは法律で定められておるのでございまして、けれども、あなたの方で想定をされました重

要産業とはいかなるものであるか、これを具体的に御答へ願いたい、こういうことなのであります。

○松田國務大臣 重要産業といふのは、ここでは要するに長期信用銀行なり興業銀行なりの考へておる重要産業を考へたわけでありまして、

○松井委員 それはちよつとおかしいじゃないですか。要するに長期信用銀行法による銀行業務が取扱つておる融資あるいはその融通先を重要産業と考へて法律案を出すというのには、ちよつとおかしいじゃないですか。要するにこの簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律の中において、大臣は管理をしたり運用の責任を負わなければならぬのでしよう。明確にうたつておられます。その大臣が、少くとも長期資金を融通しようという相手方を想定して、法律の改正を行なつていくわけでありまして、その場合に、その相手方が銀行法による銀行であるから、銀行にまかせばいいということにはあり得ないのではないですか。その銀行を通じて重要産業とはいかなるものの産業をさすか、こういう具体的な想定がなければ、この説明は行われたいはずだ。その具体的な業態の説明をしてほしい、こう言うのです。

○松田國務大臣 特定のこれこれの重要産業といふことを今お答え申し上げかねるのでございしますが、たとえば長期信用銀行の場合でございしますが、こういう左に掲げる業務を営むものといふふうに考へております。設備資金または長期運転資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証または手形の引き受け、回債、地方債、社債その他の債券、株式または出資証券の応募その他の

の方法による取得、ただし、社債その他の債券、(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているものを除く)株式または出資証券については、発行の目的で取得する場合を除く。それから国もしくは地方公共団体または貸付先、社債募集の委託会社その他の取引先からの預金の受け入れ、これらの業務を営むものの考へておるものを対象としてやるといふ考へ方であるわけであります。

○松井委員 そうすれば、たとえばあなたが説明をされましたのは、それは金融機関ですね。要はその金融機関を通じて貸し与えられる、あるいは融通してやる重要産業とは、一体どれを想定しているか、こういう質問ですから、その重要産業なるものは想定しないのですか。考へないのですか。大臣がわからなかったら、わかる人に御答弁願いたいと思います。

○白根政府委員 業務内容は先ほど大臣が御説明したように抽象的になつておりますが、さて融資するときに当りましては、融資の条件、融資先等を私の方で貸す際によく調べて、それで決定したいと思つてございます。重要産業はどういう融資先か、どういふ対象で、どこか範囲かというところまでは法律に書いてもございませぬし、なるほどおっしゃる通りに、長期信用銀行なり、興業銀行の融資先には、場合によつては大産業の方に融資する場合もあると思ひますが、しかしその先の融資の際に認定いたしまして融資したいのであります、これは現在の貸付状況の業種別を説明いたしますと、これは長期信用銀行でござい

ますが、食品製造業、繊維品製造業、紙類等製造業、化学工業というふうないろいろありますが、その際に実際の融資の先をよく調べてやりましたというところでございまして、法律的にそのワケがきまつておるわけではございませぬ。ただ御趣旨は、そういうような銀行に貸し付けるのは、公共の簡易保険の資金の性質上おかしいのじやないかというのが根本だと思ひますが、なるほどある程度われわれといひましてはお説ごもつとも点もございまして、しかし一面、これから簡易保険の運用の際におきまして、低利のものに貸さなければならぬ事態が出てくると思つてあります。たとえば現在六分が一番最低でございまして、郵便局舎あたりに貸し付ける際におきましては六分になる。今までは六分以上になつておるわけでございます。そういうたしなますと、将来国家政策的な建前からいたしまして、六分のグループに貸さなければならぬケースも相当出て参ると思つてございまして、そういうたしなますと非常に予定利率が低くなつて参ります。あまりに予定利率が低くなつて参りますと、保険料の引き下げとかなんとかいふときに相当な問題が出てくるわけでありまして、従いまして長期信用銀行なり日本興業銀行なりに対しては、それは額として相当多くやるわけでは全然ないわけでありまして、せめて六分程度の低利な金利で貸さなければならぬという事態が出現して、現に今年に局舎に對しまして五億円でございまして、大蔵省から予算的に認められれば、私の方でいたしまして五億が十億になつてもいいと思つたのであります。そうしますと、

六分五厘以上で融資しておるものが、六分の客体が出てくるわけでございます。そうするとその利ざやの逆さやの分程度のもものは、ある程度利子収入を少し向上させて、保険料の引き下げなり、利益配当の原資なりに持つて参りたい。なるほどこれは金融債にとつては一つのグループにはなつておりますが、さてそれをやるに當りまして、同じ項目に長期信用銀行なり、それから興業銀行以外に商工中金とか農林中金とかあるわけでございます。従いましてこの項の中でウェイトをかけて運用をしたいのは、長期信用銀行とか興業銀行よりも、商工中金なり農林中金の方に重点を置いて行きたい。それは一つのワケがそうなつておりますから、そうなつておりますが、一面公共性はむしろ維持しなければならぬし、地方公共団体に対する貸付に重点を置くことは問題ない。それに近い、加入者に接した投資先に投資するのにはむしろやるけれども、局舎に對する貸付を六分五厘以上のものを六分であるというグループが、将来ふえてくる可能性もあると思ひますが、そのグループのふえてくる金利差の不利の程度だけは、ある程度金融債でやりた

い。しかも金融債の運用の客体としては、金融債の中でも長期信用銀行とか興業銀行よりか、やはり商工中金、農林中金に重点を置いて参りたい。ことに商工中金なり農林中金は御承知のように、一般の人に貸すのでなくて、組織を通じて貸しておるわけでございます。そういう組織を通じて組合に貸すことになりまして、えらい厳格な法理論から行けば、これまた公共性がないわけでは、むしろ公共性があるといふことは、銀行方面が公共性があるといふことが言えるかもしれません、とにかくにも多少公共性というものが形式上くずれても、商工中金なり農林中金のような客体に貸して、加入者の利益に接した方面に貸したい。そこへたまたま一番最初に長期信用銀行と書いてあるものですか、大産業に非常な重点を置くようにお取りになるのではないかと思ひますが、そういう趣旨では毛頭ございませぬ。

○松井委員 非常に質問以上のごとまで答弁願ひまして、御親切にありがとうございます。もう一つ意味ならば、これは削つたらどうですか。第二は、重要産業に對して「銀行業務を営む銀行」までを削れば、あなたが説明した趣旨が全部生きて参ります。「農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する」というところで生きてくるのですから、御説明の趣旨がその通りであり、考へ方がその通りならば、その間をお切りになつたらどうですか。たとえばあなたが大臣が説明するけれども、銀行を通じて融通する場合の相手方は把握してないようです。またそれを考へてないようです。考へていない、想定することのできないところを相手にするよりも、明瞭に農林中央金庫、商工組合中央金庫は、あなたの御説明なさつたようにちゃんと相手はわかつておるのです。だからそういう意味から言へば、大臣の説明にある、あるいは法律の改正の中にうたわれておる「第二の、重要産業」から「営む銀行」までをお切りになる方がよろしいと思つた。これはただいまこつ言つたあなたの方の方は、はい承知しました、削りましようと言わぬでし

ようから、われわれが審議の過程においてもつと掘り下げて研究したいと思ひますが、そういう考へ方で答弁をお伺ひしても、こういう説明の仕方とこ

民の責任でないのにできた赤字である。これはやはり国が救つてやらなければならぬ今日の至上命令です。それを救うために現内閣は今一体何を考へてゐるか。要するに今度は固定資産税の百分の一・四を引き下げたという形で減税を逃げて、事實は評価額を上げてゐる。土地を中心とした農産物の売買をする農民に対する土地の評価というものは、全国平均三〇%上つてゐるのです。そうすると簡易保険金を積んでゐる、年金を積んでゐる農民が、それを利用して自分たちの県の赤字を減らしたり、財政を豊かにすることができなくて、二割から三割の税金の負担をこうむらなければならないのです。それとこの積立金の運用というものは、国家の金融計画、財政計画、経済計画と切り離して考えることのできないものなのです。それを国務大臣の資格におけるあなたが、こういう重要な法律を提出する場合に、いかなる考へ方でお答えになったか知らぬけれども、「国民経済の振興」だとか、「国民生活の安定上」という言葉を用いてゐる。一体農民というのは国民なんです。農民が集まつて国をなしてゐるのです。そういう場合のことが議論をされないで、軽々にこういう法律が出せるはずがない。予算の審議と税制改革の問題とについて、国務大臣としてあなたは参画したのかしないのか、協議にあつたのかあつたからなかつたのか、明確に御答弁願ひたい。経過はわからぬでは、責任は負えませんか。

○松田国務大臣 私はこの法律案を提出する過程において、その経緯を詳しく聞いてゐる時がなかつたということだけを申し上げたのであつて、決して

予算に關係のあるこの法律案を出すことに付いて、責任を持つておらぬということをお願いしてゐるのではないのでありまして、むしろこの法律案の改正によつて、その改正の趣旨が簡保本来の趣旨にもとると考へてゐるものでございませぬ。

○松井委員 それではあなたの考へ方は答弁ごとに違ふようです。先ほど私が申し上げたように、あなたは運用に關する趣旨と、根本の原則というものはお認めになつてゐる。その考へ方が、先ほど説明員の方が親切に御説明になつた第二項の「農林中央金庫」までの間の文字が誤解になつてゐる。文字でなくて、實際にやろうとすることについて誤解になつてゐる。そういうことについてあなたは経過を知らないと言つて逃げたり、あるいは責任を負うと言つてみたり、あるいは趣旨は全く同感だと言つてみたり、どれが一体ほんとうなのですか。そういうことのやりとりを私はしてゐるのではないのです。問題は趣旨に反しない運用をすることが一番重大であるのと、国民生活の安定と国民経済の振興を考へるならば、第二項の「重要産業」からの文字はむしろ重要視するのではなくて、地方財政の赤字克服のために農民が積み立てた金を使うという趣旨のところに、それが日本経済の上で一番重要だ、こう考へる。そのことについてあなたは賛成なさつた。賛成なさつてゐるにもかかわらず、この法律案はあなたの考へ方と違つてゐたのであるが、この経過の中においてどの部分がそういうことではないかと言つたので變つたのか。あなたの考へ方の変つた場所を一つ聞かせて下さい。その場所

についてわれわれはつまびらかに質疑を行ひたい。どこの場所が違つたのか。

○松田国務大臣 私の考へ方は變つてゐないつもりであります。今おっしゃつたように、この制度は御説のような趣旨で運営されべきものであり、またそうされてゐると信じております。

○松井委員 それならばちよつとお伺ひいたしますが、この法律案を提出する前に、当然郵政省だけでなく各省間において、あるいは内閣においても協議なさつたと思ひます。その協議をなされた場合に、たとえば日本の金融關係全体の元締めといわれる大藏省側の見解は、一体どういう見解であつたかおわかりですか。おわかりであつたら大臣から御説明願ひたい。わかつてゐるとさつきから言つてゐるのだから、責任を持つと言つておるから……

○松田国務大臣 大藏省も郵政省も同等の考へをもつてやつておられます。

○松井委員 同等の考へといつたつて、あなたの考へ方は違ふじゃありませんか。

○松田国務大臣 違ひませんつもりです。私の考へは變つておらぬつもりであります。どの点ですか……

○松井委員 それではあなたにお伺ひしますが、それならば先ほど申し上げたように、地方の農民諸君が年金や保険金を納めてゐる。それは農民生活の安定のために使うことが趣旨である。あるいは農民即国民全体の要するに経済振興のために使うことが目的であるというところをお認めになりましたね。

○松田国務大臣 そうです。

○松井委員 そうなればこの重要産業よりも、先ほど私が言つたように、県

債の引き受けに充てるか、さもなくば赤字克服のための融資をするか、その方が先だと言つたら、あなたはそれ通りだとおっしゃつておる。そうでしょう。

○松田国務大臣 そうです。

○松井委員 そうなれば、その考へ方と第二項の重要産業からの考へ方とは矛盾してゐるのですよ。

○松田国務大臣 全然矛盾してゐるとは私は考へておりませんので、主としてやはり地方自治体を中心としてこの簡保の資金が運用されておる。現在でも今後ともそういう方針でやつていかれるものと思ひます。ただその一部の資金を、ここに出しておりますワク広げの法律改正によつて、その方に回すということでありまして、それは必ずしも本来の趣旨に全然もとるとは考へておりません。これもやはり国家全体の産業を助長する上において役立つことであり、関連を持つものであつて、全然本来の趣旨を没却したものだとは考へておりません。

○松井委員 そこまで来るとあなたの言うことは支離滅裂だけれども、結論は考へ方の相違ということになります。それが、それならば新たにもう一ぺん、この説明書に書いてあるだけではなく、變つてゐないと言ひながら、新たな貸付のワクを、そうして新たな幅の広いワクを——先ほど金利の六分のこととお伺ひいたしましたけれども、この趣旨に基いた公共団体対象でなくて、銀行屋の仲間入りをしなければならぬという考へ方においてワクを広げたというの、一体どういう意味なのですか。これは大臣からお伺ひしませう。

○松田国務大臣 銀行業務を営むようなことをするということは、けしからぬじゃないかというお話でありましたね。これも特定のものをさしてゐるのであつて、その事業内容等から考へてみれば、私は趣旨を全然失つてゐるものでないと思つております。

○松井委員 もう打ち切りですが、特定のものと云うから、特定のものと云う重要産業とはいかなるものかとさつきから聞いておるじゃないですか。それでは特定のものを説明していただきませう。特定のものと答へながら重要産業と云つた、その重要産業の種類をあげていただきませう。

○松田国務大臣 私の申し上げた特定というものは、重要産業を指定したのでなくして、この特定の銀行を限つてのことを申し上げたのであります。

○松井委員 だつて、法律案とあなたの説明の中には、重要産業に対して長期融資をすると言ひてあるじゃないか。それでいて特別というの、重要産業でないというの、一体どういふこととだ一体それはどういふことなんですか。特定とあなたは言ひながら、あなたの説明の特定の中には、「重要産業に対して長期資金を融通し」と書いてあるじゃないですか。その重要産業の内容は一体何かというのです。わからないで法律案を出すはずはない。

○松田国務大臣 その重要産業と申すのは、説明にあるわけですが、私の申し上げた特定の相手というものは、長期信用銀行法による長期信用銀行をさしたのですが、その他農林、中小企業金融公庫その他をさしたのであります。

○松井委員 それでは整理をして申し上げますが、それではあなた方は、こ

の説明には重要産業と書いてあるが、これは間違ひであつて、あなた方の特定という意味は、やはり長期信用銀行法による銀行をさしておるのだ。だから銀行へ行くまでの間が、あなた方の今度の法律の内容であつて、銀行がどの産業に貸そうとも、それは銀行にまかしてしまふのだという意味ですか、どういふ意味なんですか、これは。

○松田國務大臣 まかしてしまふというわけではございません。それは個々の県が上つてきたときに、十分に嚴重に調べて、調査の上で妥當なりと考えた場合にのみ貸しつけるわけでございますから……。

○松井委員 その個々の上つてくるケース、その個々の上つてくる相手方というものの想定をしたことがあるかとさつきから聞いていたのだけれども、ないということですか。想定なくして法律が出せるはずはないじゃないですか。どういふものの上げてくるとお考えになりますか。

○松前委員長 政府委員でようございします。

○松井委員 大臣がわからなければ、わかる人でけっこうです。

○白根政府委員 先ほど来御質問に間違ひしたことを申し上げて、大へん恐縮でございます。御趣旨を誤解いたしましたので、答弁になつていなかったことをおわびいたします。先ほど来の御質問の要旨は、現在の地方公共団体の現状から見て、それに対する資金量を相当拡大する必要があるときに、金融債のごときをワクを広げてやるのは行き過ぎじゃないか、こういうお話でございまして、しかもそれは郵政省だけの問題でなくて、大蔵省の投資計画全体を含

んでの御質問のようであつたわけでございます。その点について、これは大蔵省でなければ全体の問題は責任もつて御答弁はできませんけれども、一応私手元を持っておる資料を中心にして御説明をさせていただきますと、かように存するわけでございます。

なるほど御説のように、地方公共団体の……。

○松井委員 いや、あなたに聞いていゝのは、それを聞いていゝのじゃない。ただいま部分的に大臣にお伺ひいたしました、重要産業で銀行を通じて個々別々に上つてくると思われるその産業というものは、どういふものかというところだけを聞いていゝ。

○白根政府委員 それは大臣の御説明の中に重要産業を申し上げましたが、これは氣持を申し上げますと、普通の銀行と違ひまして、長期信用銀行法に基づく銀行は特別な措置で法律ができておるので、その銀行の性格は、普通銀行に比較いたしまして重要産業に投資する性格を持つておるのだらうと、この認定をやつただけでございまして、個々のケース、それはどの事業の事業という対象をやつたのでないのでございまして、そこは一つ松井先生、御了承を願ひたいと思ひます。

○井手委員 議事進行について。この長期信用銀行に関する新たな指定については、当局も非常に苦しうだつたから私は遠慮したのです。実はあなたが先刻来金利がどうのとかいふ商売氣も出されたようです、また今松井委員の質問に対して財政投資計画も出ておるようであります。これはいゝわゆる鳩山内閣の一枚看板である住宅政策に關連して、このワクが広げられたとい

う印象が非常に強いのであります。この財政投資計画を見ますと、はつきりいたします。そこで私はこの際、郵政省の考えでございふものができたとはどうも考えかねるのであります。この際大蔵省も呼んでいただいて、引續き審議を進めたいと思ひます。委員長にお願いでございますよう取り計らいをお願いしたいと思います。

○成田委員 ちよつと関連して。今の松井委員と郵政大臣の質疑応答を聞いておりましたが、松井委員は郵政大臣の考え方が変わったと言ひし、大臣は變つていないと言われる。もともと變つたのじゃないので、大臣はお考えがな

いものと思ふ。そこで一つお伺ひしたいのですが、今松井委員の質問に対して、簡易生命保険の積立金を性格上地方公共団体へ返すのが趣旨だ、こゝ言われまして。現在完全に地方公共団体にそれが回つていゝかどうか。今松井委員は十五億とか二十億とか例を出して質問されておりましたが、現在地方公共団体へ簡易生命保険の金が満足するほど回つておるかどうか、これをま

ずお聞きしたい。

○松田國務大臣 大部分の金は地方公共団体の方に回つていゝわけでありま

す。

○成田委員 それは積立金の大部分が回つていゝというのですが、地方公共団体の立場からいゝて、自分たちが満足するだけ回してゐるとお考えになつていゝますか。

○松田國務大臣 郵便貯金の方も全国から出ておる金でありますから、これまた地方還元をしていゝ、そういう意味において趣旨は大体同じだ、郵便貯金の金も同じであると思ひます。従つ

て全部が全部地方団体に適當に還元してゐるかといへば、現在のところは全部ではございませぬけれども、大部分はそういうことになつておると思ひます。

○成田委員 その積立金の全額が回つてゐるか回つていないかということをお伺ひするのじゃないのです。大部分回つておるかも知れませんが、地方公共団体が満足する状態までいゝかどうか。もとの趣旨からいへば地方公共団体へ還元すべきものだ。これはあなたもお認めになつておるが、現在の實情は地方団体が満足するまでいゝていないと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○松田國務大臣 地方が赤字財政に悩む現状として、満足する程度にいつてゐるとは考えておりません。

○成田委員 そこで満足する程度までいつていないのに、現在ワクを広げて、さらに他の産業に回すというやうな法案の改正をなぜお出しになつたのか、現在完全に満足して余裕があれば、その余裕あるものは他の産業に回す、こゝういふ態勢をお考えになるのは當然だと思ふのですが、現在でさえまだ満足にいつていない、こゝういふときになぜワクを広げて他の産業にお返しになるのか。そこはやはり大蔵省の圧力に屈したのじゃないかという感じがするのです。

○松田國務大臣 私が地方が必ずしも満足してゐる程度までいつていないといふことを申し上げたのは、地方の自治体の要請する資金は、多々あります。併する方がいゝのでありますから、そういう意味合ひにおいて私は満足してゐる程度にまでいつていないといふこ

とを申し上げたのであります。

○成田委員 多々あります併すると言われた。それは當然さうだらうと思ふ。しかし現在でもまだ資金運用部資金、簡易生命保険積立金ですか、あるいは郵便貯金ですか、この運用状況からいゝと、地方の財政からいゝてももう少しもらいたいのだ。しかもこの積立金の運用資金というものは、やはり地方公共団体に還元するのが趣旨だらうと思ふのです。現在でも満足してゐないのに、さらにワクを広げるということには私はわからない。一応趣旨通りにいつて、地方公共団体が満足する状態になつておれば、しかも余裕があればワクを広げるといふことはわかるが、現在まだ十分満足するまでいつてない段階において、なぜワクを拡げるやうにお考えになるか。私はそこを聞いておる。

○松田國務大臣 むろん主張もいたしました。しかしこの地方の……。

○成田委員 負けたのでしよ。

○松田國務大臣 そうではない。私の言ひはワクを広げることによつて、むしろある意味においては地方の自治体のみならず、地方民によけいに必要な方面に還元するのではないかとお考え方を持つておる。

○成田委員 ある意味においてはさういふ点はあるかと思ひますが、それは趣旨からいゝて間接的だらうと思ふ。地方公共団体その他に回すといふことが趣旨だと思ふ。まず余裕ができた場合に他のワクに持つていゝ。それが結果として間接的に地方公共団体に還元する。まず重点的に直接的な効果をねらつてやるのがほんとうではないか。それを現在の状態においてワクを広げ

て、間接的な効果をねらっておるとし
か思われない。これは大蔵省の圧力に
屈したのではないか、こう考えており
ます。

○松田国務大臣 決して大蔵省の要請
に基いてこれをやったわけではござい
ません。私どもの考えといたしまして
も皆さんの御承知の通り、地方自治体
に対しての貸付のことを考えてみまし
ても、従来往々にしてそれほど緊急で
ないと思われるようなことにも貸して
きているような面もある。たとえば自
治体の庁舎のごとき、いわば自治体と
しての晴れ着、普段着よりも晴れ着に
金を使つてきておるといふような面
も、ある程度行き過ぎておるのではな
いかというふうな考え方も持てると思
う。従つて地方自治体のほかのこれこ
れの公共性を持った団体、法の許す団
体に貸し付けるということも、決して
地方還元の趣旨にもとるわけでもな
し、適当なことだと考えております。
○成田委員 地方公共団体に貸し付け
た金が不要不急の方に使われた、こう
いうわけですが、もちろん運用の間違
いがあったと思う。しかし精神はあく
までも地方公共団体に還元する、これ
が第一だと思ふのです。何回も繰り返
すようですが、余裕ができて初めて他
のワタに回すべきだ。まだ余裕もな
い、地方財政が非常に苦しいときに、
なぜワタを広げて他の産業に回すよう
にお考えになつたか、私の聞きたいの
はそこなんです。もちろん今までの地
方に還元した金で、地方公共団体が正
しい使い方をしなかつた点もあるでし
ょう。しかしそれは一つの例外なんで
す。だからといって、現在の状態で他
のワタに持つていくことは、や

はり運用の根本趣旨に反する、こうい
うことをお尋ねしておるのです。

○松田国務大臣 いずれを先にすべき
かという点も、むしろお話の通り主と
して地方に貸し付けていかなければな
らぬということは、先ほどから申し上
げるように同じ趣旨でやつておるわけ
であります。それに全然もとらぬ範圍
内においてワタ広げをやつておる、こ
ういうような格好になつております。
○松前委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は公報をもつてお知らせいた
します。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会